

唐代の巫

中村, 治兵衛

<https://doi.org/10.15017/2235986>

出版情報 : 史淵. 105/106, pp.61-92, 1971-08-20. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

唐 代 の 巫

中 村 治 兵 衛

は し が き

本稿はまず唐代において巫が王朝の官僚機構の内に位座をしめていたことに注意し（宋代になると、巫は官僚機構からはずされ、医療と儒学がより高い地位をしめてゆく）、そのことの大体を紹介し、ついで巫が唐朝の歴代の支配層とどのようなかわりをもっていたかを見、第二に巫の存在形態をとりあげ、巫に社祠廟に属する巫と街中で営業している巫との二つがあることを指摘し、第三に巫の機能をば治病、卜占、死・魂の問題、厭勝（まじない）雨乞に分けて考察し、第四に巫の地域的分布を概観し、むすびとして唐代における巫の特質を宗教・信仰との関連において考えることとした。

一、唐王朝における巫

唐代において、巫が王朝から正式に認められた存在であったことは、唐朝の官庁機構の一隅、太常寺所属の太卜署に巫師十五人がいたことからうかがわれる。即ち唐六典卷十四、太卜署の条には令一人、巫二人、卜正二人、卜師二十人につづいて巫師十五人がみえ、ついで卜博士二人に、助教二人、卜筮生四十五人をのせる。巫師十五人の条には『周礼有男巫女巫無数 其師中士』巫能制神之処位次主者』。隋太卜署 有男巫十六人女巫八人』と註記し、唐の巫師十五人は隋制の二十四人を減じたことを明かにしているほか、太卜署の項の末尾には『凡歳季冬之晦 帥偃子入干宫中 堂贈 大儺天子六隊 太子二隊』とあり、その説明に『周礼 男巫 冬 堂贈 無方無箒 鄭玄云 贈送也 歳終以礼送不祥』

其行必由_レ堂始 巫与_レ神通 言_レ東則東 西則西 可_レ近則近 可_レ遠則遠 無_レ常数^①。大儼礼 選_レ人年十二已上十六已下_レ為_レ仮子_一著_レ仮面_一衣_レ赤袴褶_一二十四人 一隊六人作_レ一行也^②とある。ここでは周礼春官男巫の条鄭玄の註を引用し、巫は「能_レく神の処位次主を制し、神と通ずる」ものとされ、また「十二神を唱えて悪鬼を逐_レふ^③」ものとし、巫の仕事は年未宮中で行う堂贈大儼に代表されているようだ。しかし太卜署所屬の巫師がこのほかどのような活動をしたかは上述の六典の記載以外皆目わからない。ただここで注意しておかなくてはならないことは巫がこのように王朝の官僚機構の中に巫師として位坐をあたえられているのは、のちの宋朝にはみられないことであり、そこに唐代における巫の特色があるといえよう。

なお太卜署の巫師と関連して注目されるのは 唐代太医署に咒禁博士 咒禁師 咒禁工がいたことである。唐六典卷十四太常寺所屬の太医署には従七品下の令二人をはじめとし、丞二人 医監四人 医正八人 醫師二十人 医工百人 医生四十人 典学二人のほか、鍼博士 按摩博士とならんで従九品下の咒禁博士一人がおり、そのもとに咒禁師二人 咒禁工八人 咒禁生十人がいた。咒禁博士の仕事は咒禁生に「咒禁をもって邪魅の厲をなす者を拔除する」のを教えることであつた。さらに細字で「有_レ道禁_一出_レ於_レ山居方術之士_一 有_レ禁咒_一出_レ於_レ釈氏_一 以_レ五法神之 一曰存思 二曰禹步 三曰營目 四曰掌訣 五曰牛印 皆先_レ禁食葷血_一齋戒於_レ壇場_一以_レ受_レ焉^④」と注している。また唐六典卷十一によると、殿中省所屬の尚藥局にも按摩師四人とならんで咒禁師四人がおり、「皇朝初めて置く」と注記している。この咒禁博士咒禁師もまた宋朝の官僚機構では姿をけている。

次に巫は唐朝とどのようなかわりあいをもっていたであろうか。隋末の混乱に乗じて立上った群雄のなかには巫を信じ、これを陣中にかかえ、戦略として利用したものも若干あつた。即ち鄭国を称し開明と建元し洛陽に拠つた王世充は、旗上げにあたって巫を利用した。旧唐書卷五四(新唐書卷八五)の列伝^⑤には

世充欲_レ乘_レ其弊_一而擊_之(李密をいう)恐_レ人心不_レ一 乃_レ仮_レ託鬼神_一言 夢見_レ周公_一 乃_レ立_レ祠於洛水_一 遣_レ巫_一宣言

周公欲令僕射急討李密。当有大功。不則兵皆疫死。世充兵多楚人。俗信妖言。衆皆請戰。

とあり、巫をつかつて神のおつげがあったとして迷信ぶかい兵士の心をつかみ動員に成功した。ここで巫は予言者としてたちあらわれている。また西秦の霸王と称し秦興と建元し蘭州に拠った薛举も巫を信じていた。旧唐書卷五五（新唐書八六）薛举傳中に「挙然之。臨發而举疾。召巫視之。巫言唐兵為祟。举惡之。未幾而死」とあり、巫が疾（やまひ）をみ、それがたたりからおこっていることに注意したい。さらに河西大涼王と称し安樂と建元し河州に拠った李軌の軍中に胡巫がいたことは旧唐書卷五五（新唐書卷八六）李軌傳に「時有胡巫。惑之曰、上帝當遣玉女從天而降。遂徵兵築台以候玉女。多所糜費。百姓患之」とあることで知られる。ここでの巫は神（玉女）の降臨を告げる者としてあらわれているが、このような神がかりを利用して大衆を領導していたであろうことがわかれる。また羅芸は天節將軍燕郡王に任ぜられたあと貞觀元年正月曹州の妖巫李五戒に煽動されて叛した。上述のような例に対して唐朝をおこした李淵―李世民には巫を信じてこれを使った形跡はなく、そこに他の郡雄との違いが明かにみられる。

そのうち高宗の皇后王氏は武昭儀が寵愛されるのに不安を感じ巫祝を使ってまじなひ（厭勝）をしたことがあった。これは旧唐書卷五一后妃伝上（新唐書卷七六）高宗廢后王氏の条に「后懼不自安。密与母柳氏求巫祝厭勝。事發。帝大怒。断柳氏不許入宮中」とみえる。ところが武昭儀のちの則天武后もまた巫祝を用いたことは右記の条の続きに

永徽六年十月廢后及蕭良娣皆為庶人。囚之別院。武昭儀令人皆縊殺之……後則天類見王蕭二庶人披髮漚血如死時狀。武后惡之。禱以巫祝。又移居蓬萊宮。復見。故多在東都。

とあるが、新唐書では「武后類見三人被髮漚血為厲。惡之以巫祝。解謝。即徙蓬萊宮」としている。廢后王氏や則天武后は宮中で巫師を用いたのであるが、上述したように太常寺所屬の太卜署に巫師十五人がいたとすると、この人達が利用されたであろうことも推測される。なお太平広記卷二八三巫。唐武后の条には「唐武后、將如洛至閩鄉東。騎忽不進。召巫者問之。巫言「晉奄驪將軍王濬云。臣墓在道南。每為採樵者所苦。聞大駕至。故來求哀」。后敕

去_レ墓百步禁_二耕植_一。今荆棘森然。国朝雜記とあり、巫者が不可思議なことを察したことをのべている。

中宗朝(六八四—七〇九)においても、皇后章氏(のち韋庶人)が鬼道(左道)を行_う第五氏(祕書監鄭普思の妻)を寵した_らほか、女巫趙氏を引いて禁中に出入させ隋西夫人に封じたりしたため、「尚医奉御彭君慶 以_二巫覡小伎_一 超_二授三品_一 奈何輕_二用_二名器_一 加_レ非其人」新唐書卷一一二柳沢伝といわれ、また「至於公府補授 罕存_二推挾_一 使_レ富商家賈尽居_二纓冕之流_一 鸞伎行巫 咸涉_二膏腹之地_一」¹⁶ともいわれた。次の玄宗朝(七一三—七五五)になると、道教が大いに信仰された影響もあつてか、玄宗自らが巫をまねいた話が太平広記(唐代の怪異鬼神の説話を宋初集成したもの)にみえる。卷二八三巫の阿馬婆の条に

唐玄宗 東封次_二華陰_一 見_二岳神数里迎謁_一 帝問_二左右_一 左右莫_レ見。遂召_二諸巫_一 問_二神安在_一。独老巫阿馬婆奏云 在_二路左_一 朱鬢紫衣 迎候_二陛下_一。帝顧笑_レ之 仍勅_二阿馬婆_一敕_レ神先歸。

とあり、ここでは阿馬婆とよばれる老いた巫は本来神の所在を知り、人に知らせるものとされている。玄宗の二番目の貞順皇后武氏が巫者をまねいたことは旧唐書卷一〇七玄宗諸子の廢太子瑛の条にみえる。惠妃武氏(のちの貞順皇后)は自らの生子の利益を計るため、玄宗の第二子で趙麗妃の生んだ太子瑛、皇甫德儀の生んだ第五子鄂王瑤、劉才人の生んだ第八子光王琚の三人をばおとし入れ、庶人におとした挙句これを死なせるに至_つた_ら。そのあとのこととして旧唐書は「武惠妃 數見_二三庶人為_レ祟 怖而成_レ疾 巫者折晴 弥_レ月不_レ痊而殞_一」とのべているが、太平広記卷一一一報応二十唐王皇后の条には「太子既寃 武氏及左右屢見_レ為_レ祟 宮中終夜相恐 或聞鬼声叫笑。召_二覡巫_一視_レ之 皆曰_二三庶為_レ厲 先_レ是収_二鄂王光王刑者_一 射而瘞_レ之 乃命改葬 祝而醉_レ之。武妃死 其厲乃息」出大唐新語とあり、ここで巫者 覡巫は異常な現象の原因を究明し、寃(無実)で死んだ者のたたりであることを指摘し、たたりによる疾病をなおそうとつとめる者となっている。

肅宗(七五六—六二)に至つては玄宗よりも甚しく陰陽祠祝の説を重んじた。そのことは本紀にはみえないが、旧唐書卷

一三〇李泌伝には「初肅宗 重陰陽祠祝之說」用「妖人王與」為「宰相」或命「巫媪」乘「馭行」郡県「以為厭勝」凡有所興造功役「動牽禁忌」而黎幹用「左道」位至「尹京」管内集「衆工」編刺珠繡為「御衣」既成而焚之「以為禳禱」且無「虛月」⁽²⁰⁾とあるが、同卷の王與伝にはさらに詳しく次の如くみえる。それには

肅宗嘗不豫⁽²¹⁾、太卜云崇在「山川」。與乃遣「女巫」二分「行天下」祈「祭名山大川」巫皆盛服「乘」伝而行。上令「中使」監之。因「縁為」姦「所」至于「託長吏」以邀「賂」遣「一巫」盛年而美「以」惡少年數十「自隨」尤為「蠱弊」。

とある。ここでは太常寺所屬の太卜署の太卜が肅宗の病をみ、その原因を山川の祟りとしたため、各地の名山大川に女巫が派遣されたが、この女巫は恐らく太卜署所屬の巫師を主としたのであろう。このことから唐六典にするす巫師は肅宗時にも太卜署にいたことがわかる。

代宗朝（七六三—七七九）には京兆尹黎幹が皇帝の承認の下に大歴九年五月雨乞（祈雨）をしたが、そのとき巫を用いたことが太平広記卷二六〇嗤鄙一黎幹の条にみえる。

唐代宗朝 京兆尹黎幹 以「久旱」祈「雨於朱雀門街」。造「土竜」悉召「城中巫媪」舞「干竜所」幹与「巫媪」更舞 觀者駭笑。弥「月不」雨 又請「禱千文宣王廟」。上聞之曰 丘之禱久矣。命毀「土竜」罷「祈雨」減膳節用 以聽「天命」乃是甘沢乃至。（出盧氏雜説）

それによって長安の城中には太卜署の巫師以外 民間の巫がいたことも察せられる。

さて上述したように、巫は唐朝の制度として存し、王室も時として巫を用いることもあったから、官僚のうちでも巫とかかりあいをもった者がいたとしてもふしぎではなく、事実どの皇帝の時代にもそうした人達がいた。ここでそれを例挙するのはさけるが、後文の中でうかがえるであろう。ただ儒教を正統とする立場からは、これらの人達は左道としていやしめられ非難の対象となるのが常であったとだけは云っておこう。それにも拘わらず、巫を用いる風習（巫風）はなくならなかったし、唐代民間では巫が広く一般的に用いられていたことを次に考察する。

二、巫の存在形態

唐代の社会において巫がどのような形で存したか。まず巫には(一)社、祠、廟といった宗教的建造物にいてこれに奉仕するものと(二)街の中に住んでいて卜占を營業とするものとの別があり、後者はさらに(イ)店舗をかまえているものと(ロ)流して歩くものとわかれていた。そして招き迎えられて客の家に赴いて祈禱治病や卜占にあたった巫の例が多くみられる。それでほんらい特定の社、祠、廟に奉仕する巫であっても、招きに応じて他へ赴くこともあったのであろう。次にこれらの点について事例をあげて説明しよう。

(一) 社、祠、廟の巫

(1)社 唐代において村とか里とかいわれる村落には聚落の神もしくは土地神をまつる社があり、村社とも里社ともいわれた。元稹の古社、白居易の和古社の二詩は、こんもりと茂った老樹にかこまれ、古びた壇があり、狐でもないような社を詠じている。この社に巫がいたことを王維の涼州郊外遊望の詩は手にとるように描いている。野老纒三戸 辺郵少三四 鄰一 婆婆依一里社一 簫鼓賽三田神一 灑酒澆二芻狗一 焚一香拜三木人一 女巫紛屣舞 羅襪自生一塵である。これは唐代の隴右道涼州 現甘肅省武威県といった西北中国のことであるが、揚子江中流沿岸地方の農村の社にも巫がいたことは元稹の賽神の詩第二によってもわかる。それには

楚俗不_レ事_レ事 巫_〇風_〇事_二妖神_一 事_レ妖結_二妖社_一

不_レ問_三疎_二与_一親_一 年_二年_一十月暮 珠_レ稻欲_レ垂_レ新

家家不_レ歛_レ穫 賽_レ妖無_二富貧_一 殺_レ牛貫_二官酒_一

椎_レ鼓集_三頑_二民_一 喧_レ闕里_二閭_一隘 ……

不_レ謂_三事_二神_一苦_一 自_レ言誠不_レ真 岳_レ陽賢_レ刺_レ史

念_レ此_レ為_二俗屯_一 未_レ可_二一朝去_一 俾_二之_レ為_二等倫_一

粗_レ許_レ存_二習俗_一 …… 巫_レ風_レ燎_レ原_レ久

未_レ必_レ憐_レ徙_レ薪 我_レ來_レ歌_二此_レ事_一 非_二獨_レ歌_二政_レ仁_一

此事四鄰有 亦_レ欲_レ聞_二四鄰_一

とあり、賽神の詩第一はこれよりも更に長く、社といわずに廟といっているが、「邨落事_二妖神_一 林木大如_レ邨_⑤ 事_レ來_二三十載_一 巫覡_レ伝_二子孫_一 邨中四時祭 殺_二尽_レ雞_レ与_レ豚_一 …… 主人集_二鄰里_一 各各持_二酒爵_一 廟中再三拜 願_レ得_二禾稼_レ存_一 去年大巫死 小覡又妖言 邑中神明宰 ……」とあり、村落の廟の祭りは女の巫と男の覡によって行われているが、その巫覡は親から子、子から孫へと世襲され、春夏秋冬の祭に雞と豚をころし酒をそなえて豊作を祈ったことを伝えている。

(2) 祠 にも巫がいたことは王維の魚山神女祠歌に「女巫紛_二屢舞_一」とみえ、杜甫が蜀にいた広徳元年(七六三)につくった南池の詩にも「南有_二漢王祠_一 終朝走_二巫祝_一 歌舞散_二靈衣_一」とある。王維の詩の魚山は吾山ともいわれ、山東省東阿県の西にあり、唐代河南道鄆州に属した。

また南池については魯言編次『杜工部草堂詩箋』(南宋本 古逸叢書)卷二十 南池の注に(益州記南池 在閬中県東南八里 十道志在閬州)とあり、全唐詩の註には「在閬中県東南 即彭道将魚池」とみえ、唐代劍南道閬州 現四川省閬中県にあつた。さらに耿漳の獄祠送近貶官の詩にも「白帝祠堂枕古逵 遷官無辜祝史告 神明有_レ喜_レ女_レ巫知」とみえる。

獄祠については新唐書卷三七地理志閬内道華州華陰県の条に岳祠有りとみえ、太平広記卷三〇四神十四 張光晟の条に「至華州 盛暑驅馳心不平 過_二獄祠_一 遂脱_レ衣置_二酒_一」とあり、また獄廟ともいわれたことは 同卷三〇七神十七 梁坤の条に「元和十二年乃罷_二峯東婦_一 至_二華陰_一 夜禱_二獄廟_一」とあることよつて明かである。なお太平広記卷三一三神二三 葛氏婦の条には「堯之東鈔里 泗水上有_レ亭 亭下有_二天齊王祠_一 中有_二三郎君_一 祠神者巫云 ……」(出玉堂閑話)とあるが、これは唐代河南道兗州 現江蘇省江都県の話であるし、同じく卷三一二神二二羅弘信の条には「曾宿_二於魏州觀音院

内外一 其地有_二神祠_一 俗号曰_二白鬚翁_一。巫有_二宗千者_一 忽詣_二弘信_一 謂曰_二夜来神忽有_レ語_一 出北夢瑣言とみえることから、天齊王祠や白鬚翁祠につかえる巫がそれぞれいたことは明かである。

(3) 廟 に巫がいたことは王建の華嶽廟、韓愈の郴州祈雨や劉禹錫の陽山廟觀賽神の詩などからうかがわれる。王建の華嶽廟の詩には「女巫遮_レ客買_二神盤_一 爭取_二琵琶_一 廟裏彈」とあるが、また太平広記卷三八四再生十王勲の条に「華州進士王勲 嘗与_二其徒趙望舒等_一 入_二華岳廟_一 入_二第三女座_一 悦_二其倩巧_一 而蠱之 即時便死。望舒惶懼 呼_二神巫_一 持_二酒饌於神前_一 鼓舞。久之 方生怒 望舒曰 我自在_レ彼無_レ苦 何令_二神巫彈_二琵琶_一乎 我為_二衆人笑_一」出広異記とより詳しくみえる。

韓愈の詩は唐代江南西道郴州 現湖南省郴県の雨乞をよんだものであり、「乞_二雨女郎魂_一……廟開鼯鼠叫 神降越巫言 早氣期銷蕩」とあって廟に越巫がいたことがわかるし、劉禹錫の陽山廟觀賽神の詩の題の註に「梁松南征至此 遂為其神在_二朗州_一」とあり、陽山廟は唐代劍南道朗州 現湖南省常德県にあり「翠屏間荆、巫、脉脉伝_二神語_一」と歌っている。なお旧唐書卷一六〇劉禹錫伝には「貶朗州司馬 地居西南夷……蚕俗好_レ巫 每淫祠鼓舞 必歌俚辞」とあるが、新唐書卷一六八同人の伝には「州接_二夜郎諸夷_一 風俗陋甚 家喜_二巫鬼_一」とあるところから、この地方には漢人以外の異民族の風習が及んでいたことが察せられる。このように唐詩によっても廟に女巫や越巫、荆巫、黔巫とよばれる巫が奉仕していたことがわかる(黔巫は元稹の酬乐天東南行詩一百韻にみえる)。

さらに太平広記卷二八〇夢五鬼神上、劉景復の条によると、唐代江南東道蘇州吳県の東閭門の西の呉泰伯廟では女巫が舞っていたし、同じく卷二八三巫 許至雍の条に「遊_二蘇州_一 時方春 少年十余輩 皆婦人装 乘_二紅舡_一 將_二謁_二吳太伯廟_一 許君因問 彼何人也 而衣裾若_レ是 人曰_二此州有_二男巫_一 趙十四者 言_レ事多中 為_二士人所_二敬伏_一 皆趙生之下輩也」出靈異記とあり、吳太伯廟には女装した男巫の見習達がそろってお詣りしている。華岳の金天廟に巫がいたことは、同じく卷三五神僊三五成真人の条に「唐開元来 有_二中使_一 自_二嶺外_一 廻 謁_二金天廟_一 奠祝既畢 戲問_二巫_一 曰 大王在否 对曰不_レ

在」出仙伝拾遺とあることからわかる。このように廟にいる巫が廟巫とよばれることもあったろうことは、唐以前南北朝のことではあるが、太平広記卷二八三巫、楊林の条に「宋世焦湖廟 有二栢枕一 或云玉枕 枕有二小坼。時单父県人楊林為_レ賈客一 至_レ廟祈求 廟巫謂曰」出幽明録とあることから推察される。そして廟には巫が寝泊りする巫舎が附設されていたところもあったことが、太平広記卷二九〇妖妄三諸葛殷の条「江陽県前 一地祇小廟 用_レ之貧賤時一 常以寓_レ止巫舎一 凡所動靜禱而後行 得_レ志後 謂為_レ冥助二」出妖礼志によつてわかる。ここでいう江陽県とは漢一隋の江陽県の地をさし、唐代劍南道瀘州 現四川省瀘県をいう。本来社、祠、廟に奉仕する巫は廟巫とか神巫とかいわれたのに対し、町に居住し一般人を対象とするものは俗巫といわれたのであろう。

(三)街の中に住んでいて卜占を営業とする巫

(イ)店舗をかまえているものとして太平広記にみえる長安 崇仁坊の巫 阿来婆や江南西道洪州の巫 何婆がいる。即ち卷二八三巫 来婆の条に「唐崇仁坊 阿来婆 彈_レ琵琶一ト 朱紫填_レ門浮休子張篋 曾往觀_レ之 見_レト一將軍紫袍玉帶甚偉下_レ一匹細綾一 請_レ一局ト上。来婆鳴_レ絃柱_レ燒香 合_レ眼而唱 東告_レ東方朔……」(朝野僉載)とあり、また同卷巫 何婆の条に「浮休子 曾於_レ江南洪州一停數日 遂聞 土人何婆善_レ琵琶一ト 与_レ同行人郭司法_レ質_レ焉。其何婆 土女填_レ門 餉遺滿_レ道 顔色充悦 心氣殊高 郭再拜下_レ錢 問_レ其品秩一。何婆乃調_レ絃柱_レ和_レ声氣_レ曰……」(朝野僉載)とみえ、ともに自宅で卜占を行い、細綾一匹や錢その他をもらいうけていた。これに対して

(ロ)町を流し歩いて卜占の客を求めていた好例は、次の太平広記卷三六三妖怪五王嫫の条にみられる。それには「建中三年前揚府功曹王嫫 自_レ冬調選至_レ四月一 寂無_レ音書一。其妻扶風賈氏憂甚 有_レ二女_レ皆国色 忽聞 門有_レ壳ト女巫_レ包九娘者一 過_レ其巷一 人皆推占事中 遂召_レ卜焉一 出乾腰子とある。

(ハ)巫が家に召かれ呼ばれていった場合には祈禱治病にあつたことが多く、卜占の例は少いようである。たとえば、太平広記卷三〇七神十七婁度の条に「後為_レ太原節度一 家人病 迎_レ女巫_レ視_レ之」 出逸史 また卷三〇八神十七李回の条に

「唐故相李回 少時常久疾、兄駢召巫、覲于庭中、設酒食以樂神 方面壁而臥」出宣室志とあるのは、何れも疾病のため女巫、巫覡をまねいたのであり、さらに卷三四七鬼三二呉任生の条に「去郭数里 岸傍一家 陳筵席 有女巫 鼓舞干其左 乃醮神也 楊生与任生俱聞之 巫曰里中人有嬰兒暴卒 今則寤矣 故設筵以謝」出宣室志とあるのは、女巫をまじえて家で全快祝いをしている光景である。なおまじないのため家に招かれた例として、旧唐書卷五七劉文静伝に「家中妖怪数見 文起憂之 遂召巫者 於星下被髮銜刀 為厭勝之法」とある。舟にまねいて将来のことを占わせた例として、太平広記卷三四六鬼三十李湘の条「宝曆元年 蒙州刺史李湘 去郡帰闕 自以海隅郡守 無台閣之親 若下滄海泛扁舟者 聞端溪女巫者 知未来之事 維舟召焉」出続玄怪録があげられる。

三、巫の機能

巫が唐代の社会においてどのような働きをしていたかは、上述の文中にあげた諸例からも若干かがわかるが、あらためて巫の機能を検討することとする。

1 病を視ること、唐代人人は病気になるると医者とともに巫者にかかった。たとえば、旧唐書卷六七李勣伝に「遇疾……送藥即取服」之 家中召鑿巫 皆不許入門」卷一八三外戚 吳湊伝に「吳湊既疾 不召巫医 医藥不入」口」、冊府元龜卷八九五總錄部 達命 穆寧の条に「及疾病 便不迎名巫医……唯御医送藥至即服」とある。王朝が編纂した史書に名がのっている当時の支配者層においても、病気の場合は医とともに巫を迎えることが常識であったのに、これらの李、呉、穆三人はそれをしなかった特異の士であるとしてここではとらえられ（天子からつかわされた御医の薬のみは飲むのは別として）、わざわざ巫と医をまねかなかったことをのせているわけである。そして一般庶民にあって、病気の際に医をよび巫をまねいたのであった。そのことは庶民の話をも採録している太平広記の中に散見している。たとえば卷三一二神二新昌坊民の条に「青竜寺西廊近北有絵 釈氏部族田毗沙門天王者 精彩如動 祈請輻湊。

有_レ居_二新昌里_一者_上 因_二時疫_一、百骸綿弱不能勝_レ衣 医_レ巫_三莫_二能療_一 唐闕史、卷四〇二宝二衛慶の条に「衛慶者汝墳編戸也……至乾符末一 慶忽疾、雖_二医_一巫並進一 莫_三有_レ徵者_一」三水山牘、また卷三八〇再生六鄭潔の条に「鄭潔本滎陽人寓_二於壽春郡_一 嘗以假撰丞尉求_レ食 婚李氏則善約之猶子也……開成五年（八四〇）四月中旬 日向_レ暮 李氏忽得_二心痛_一疾、乃如_レ狂言拜_二於空_一云 且更_二乞_一須臾間_一而卒 唯必尚暖耳 一家号慟 呼_レ医命_レ巫 竟無_レ効者 唯備_レ死而已 至三五更_二雞鳴_一一声 忽然廻転 衆皆驚」博異記とあるように、疫や疾のとき巫医、医をよび巫をまねいたのであった。

このように唐代においては巫は医とならんで病気の治療にあたったが、これは当時の医術の性質から巫の存在が容認されていたためである。成程唐代の医術は宮下三郎氏の研究によって明かにされているように東アジア諸国において最も進んでおり、すでに散薬、丸薬、エキス（煎薬）膏薬といった保存のできる薬もできていたし、季節的に流行する病気のこともわかっていった。しかし病気がどうしておこるかということを考える点では今日の医学とは異り、自然哲学的な医術であった。つまり身体の調和は一種のスピリット、即ち気によって保たれると考え、その気の状態が正常を失うところから疾病がおこるとされ、体内の諸器官における気の過不及、盛衰、虚実等によっておこる内因と風寒暑熱などの邪気が外部より侵入する外因とが考えられていた³⁴。このように人間の身体に外部より侵入する邪気を払うためと気の調和を保つため、祈禱・呪いの効用を当時の多くの人々は信じて疑わなかったし、この信仰の下に巫は存続したといえよう。

そして巫が病気の治療にあたることを、たとえば「薛拳疾む巫をまねいてこれを視せしむ」旧唐書卷五五薛拳伝、「病巫かなれば 巫覡を呼びてこれを視せしむ」太平広記卷一二一蘇頌「家人病む 女巫を迎えてこれを視せしむ」同卷三〇七斐度とあるように、一般に「之を視せしむ」と表現している³⁵。

次に巫女 巫覡が病を視るときの状態の一端は、上述の「巫覡を庭中に召き、酒食を設けて以って神を楽しましむ」にもあらわれているが、もっと具体的なのは、太平広記卷四七〇水族七薛二娘の条であり、段落をつけて書き下しにして示す。（第一例）（紙数の関係で原文は略する）

(イ) 唐の楚州白田⁽³⁸⁾に巫有り、薛二娘と曰う。自ら言う「金天大王に事へて能く邪魔を驅除す」と。邑人これを崇う。
 (ロ) 村民沈某なる者有り、其の女魅を患ひて発狂し或は形体を毀壞し、火を蹈み水に赴く。而かも腹漸く大となり、人の妊める者の若し。父母これを患う。

(ハ) 薛巫を迎えて以ってこれを弁せしむ。既に至れば壇を室に設け、患者を壇内に臥せしめ、旁に大火坑を置き、鉄釜の赫然たるを焼く。

(ニ) 巫遂に盛服、楽を奏し鼓舞して神を請う。須臾にして神下り、観る者再拜す。巫酒を奠^ホいて祝して曰く、速かに魅を召き来れと。言畢れば、巫は火坑中に入りて坐すも、顔色自若たり。良久しうして衣を振いて起ち、焼く所の釜を以って頭を覆ひて鼓舞す。曲終ればこれを去る。

(ホ) 遂に胡牀に拠りて患う人を叱し、自ら患者を縛らしむ。反手して縛るが如し。救して自ら陳ぜしむ。初め泣いて言わず。巫大いに怒り、刀を操りてこれを斬る。然れども刃過ぎて体は故の如し。

(ヘ) 患者は乃ち扶けよと曰い、自ら陳じて云う、淮中の老獺、女の紗を洗うに因ってこれを悦ぶ。意わざりき、聖師に遭逢せんとは。乞う此れより屏迹せん。但だ腹中を痛めるの子は未だ育たず、若し生れて殺さずして以って某に還さるれば、是れ望外なりと。言畢りて嗚咽す。人皆なこれを憫れむ(以下略)通幽記

巫の具体的な治療の過程をのべたものとして、右のような記事はほかに乏しく、貴重なものである。今これによると、1 薛二娘という女巫にはつかえる金天大王という神があること(イ・ニ) 2 壇を設けて祈禱するが、患者を壇内に臥せしめること(ハ) 3 盛服、楽を奏し鼓舞して降神を乞うのは他の巫と変らないが、大火坑と鉄釜を用いるのが特色であること(ハ・ニ) 4 神のほか患者を縛り刀刃をもつて脅かすこと(ホ) 5 最後に患者をして病の原因を自ら告白させて治愈に導くこと(ヘ) 6 娘の狂乱状態は年経た獺(カハウソ)がついたためであり、しかも妊娠して三頭の獺の児を生むという奇異な結末となろう。⁽³⁹⁾ 前述の劉禹錫の詩に「荆巫は脉脉として神語を伝う」とあるような例が一般に多いのに(後述)、本

例はそれとは異り、病の原因を患者自らに語らせる点に特徴があるといえよう。

いま巫の口をかりて神語がのべられることが多いと云ったが、そのことは唐詩についてみても、上述の劉禹錫のほか元稹の詩「華之巫」も女巫のことをのべ、「神自ら言わずして予の口に寄す」「巫に因り神に依りて爾を社にす」といい、白居易も黒潭竜の詩で「朝に祈り暮に賽り巫の口に依る。神の来るや風飄飄」と吟じ、李建勲は迎神の詩で「妖巫瞑目して神言を伝う」といっているところからも、当時の人々は本来巫は神語、神言あるいは靈語をつたえるものと考えていたことは明かであった。いまその例の一つとして太平広記卷三〇七神七七樊宗訓の条を示そう(第二例)。

(イ) (河南道陝州) 破石県の西に聖女神祠有り、県令韋謀、前県令樊宗訓とともに遊ぶ。宗訓性疎にして復た神鬼を以って意となさず。鞭を以って其の牆壁を劃くし、その衣袂を抉剔し、言笑慢褻にして帰る。

(ロ) 数日

(ハ) 旬余にして謀の少女病む。巫者を召いてこれを視せしむるに、曰く『聖女、長官に伝言す、土地神の靈は長官の庇護を望み、豈に人に侵奪を教ふること有らんや。さきには阿師を遣わして長官に白せしに又た見ず、韋君に諭して曰く「悪人は是れ誰か、即ちに捕捉せよ」と。曰く「前県令樊宗訓は又た已に発して奈何ともすべき無し」と。以後幸に長官留意して此の如くせしむる勿くば、小娘子の疾苦は即ちに応に愈ゆべし』と。

(ニ) 韋君これに謝し、人をして香を焚き酒にて掃ひ、邑中をして敬畏を加えしむれば、其の女は数日にして即ち愈ゆ(室異記)。

右の第二例は、土地神である聖女が巫の口を通して伝言するという形をとり、娘の病氣は神をあなごったことに帰因することになっている。これに近い例は、次の太平広記卷三〇八神十七斐度の条にみられる(第三例)。

(イ) 斐度少きとき術士有りて云う「命は北斗廉貞星神に属すれば宜しく毎に存敬し 祭るに果酒を以ってせよ」と。度これに従ひて奉事甚だ謹しむ。

(四) 相たるに及んで機務繁冗にして、乃ち遺忘を致し、心恒に足らず、然れども未だ嘗ってこれを人に言わず、諸子も亦た知らず。

(ハ) 京師に道者有りて来謁す……(中略)

(ニ) 後太原節度となる。家人病めば女巫を迎えてこれを視せしむ。胡琴を弾じ、顛倒することやや久しうし、蹶然として起ちて曰く、「斐相公に請う 廉貞將軍の遣わせる伝語に 大いに情無し 都べて相知らずや 將軍甚だ怒る 相公何ぞこれに謝せざる」と。度甚だ驚く。巫曰く「当さに良日を択びて潔齋し、淨院に於いて香を焚き酒果を具へよ、廉貞將軍軍も亦た形を相公に見せんと欲す」と。

(ホ) 其の日 度沐浴し 公服を具えて階下に立ち 東に向いて酒を奠^すいて再拜するに、一人 金甲にて戈の長さ三丈余を持ち北向して立つを見る。斐公汗^{アマネ}洽く俯伏して敢て動かず、少頃にして即ち見ず。左右に問うに皆云う「これ無し」と。度尊奉して敢て怠忽せざるなり(逸史)。

本例は第一例にみられるように巫の尊信する神ではなく、巫にみてもらう依頼者本人の(ここでは斐度)護り神といふべきもの―廉貞將軍が、巫の仲介によってあらわれるという点に特色がある。そして(ニ)にみられる「女巫は胡琴を弾じ、顛倒することやや久しうし、蹶然として起ちて」神の伝語をつけるのは、女巫の活動状況を示すものとして胡琴を弾ずることとともに注目に価する。また本例は病気の結末に言及していないが、これは勿論治愈したことを省略したとみてよからう。なお唐代胡琴は琵琶であると岸辺成雄氏より教えられた(東洋音楽学会編『唐代の楽器』)。

巫者が疾病を視るために招かれた太平広記にみえる十数例をば、巫がみた疾病の原因別に大別すると、次の五種―(一)神によるもの、(二)つきようとしている寿命にあるもの、(三)気の変化によるもの(四)小魍魎^{バウリヤウ}(生魂)によるもの、(五)動物がついたことによるものとなる。

(一) 病氣の原因が神にもとづくもの、これは上述の第二例、第三例のほか、陸大夫神があらわれた太平広記卷三〇八神

十七李回の例がある。(田)動物がついたことによるものは第一例に示したので、その他のものについて説明する。

(二) 病氣の原因がつきようとしている寿命にある例として、広記卷二二一報応二十蘇頰テイと卷三三三鬼十八王無有の二条がある。前者については(イ)「唐尚書蘇頰テイ少き時人有りこれを相して云う「当に尚書に至り位は二品に終るべきも後尚書三品に至らん」と。(ロ)病丞かなれば巫覡を呼びてこれを視せしむ。巫、公の命尽く、復た起つべからずと。頰因つて復た相者の言を論ず。巫云う「公初めは夷なり、然れども桂府たるの時二人を殺すに由り、此の二人地下にて公を所司に訴ふれば、二年の寿を減ず、此れを以つて二品に至らず」と。(ハ)頰夙に桂州に莅むや、二吏有りて県令を訴ふ、頰令をして吏を殺さしめしことあれば、乃ち嗟歎これを久しうして死す(広異記)。後者は河南道宋州の楚丘主簿王無有の話である。即ち無有が病氣になつて廁に行つたところ怪しげな者があらわれて鞋を食つてしまつた。そのうち無有は巫に解奏せんことを請うたところ、鬼は復た巫に「王主簿の祿は尽き、余すところ百日の寿であるから、速かに帰らなければ此で死ぬことになる」と謂つた。遂に無有は帰郷して期の如くに卒した(紀聞)。

(三) 氣の変化によるもの、というのは人間の身体は氣の調和によつて保たれており、これが乱されると病氣をおこすという考え方と密切な関係がある。太平広記卷三五三鬼三十八青州客の条に「俄にして王に疾有り、左右扶け還り巫かに巫者を召いてこれを視せるに巫至り陽地人此れに至る有り陽氣人に逼る故に王疾む。其人たまたま来るのみ無心にして崇りをなす、飲食車馬をもつてこれを謝遣すれば可なりと」。(稽神録)また卷四五二狐六任氏の条に「寵奴以病針餌莫減其母与緬憂之。方甚將徵諸巫任氏密賂巫者一指其所居使言從就為吉。及視病巫曰不利在家一宜下出居東南某所一以取生氣。緬与其母詳其地則任氏之第在焉。……至則疾愈」沈既濟撰とある。これは居処を変えることによつて生氣をとり戻し、病氣が治癒すると説得した例であるが、巫者はこのように方位方角によつて吉凶を占うこともあったことが知られる。

(四) 小魘ベウリヤ(生魂)によるもの、広記卷二八三巫自行簡の条、夢の中でみた話となつているが、「行簡如其言一

擲_レ之 小兒便驚啼悶絕 店婦曰孩兒中_レ惡 令_三人召_三得一女巫_二 至焚_レ香彈_三琵琶_一 召請曰 無_二他故_一 小魍魎為_レ患耳
 都三人一是生魂 求_レ酒食_二耳 不_レ為_レ崇 可_レ速作_二飢飢_一取_レ酒 遂巡陳設 巫者拜_三謁_二二人_一 与_三行簡_一就_レ坐 食飽而起
 小兒如_レ故_一 靈異記 とある。

魍魎とは 玉篇に水神 如三歳小兒 赤黒色とあり 諸橋 大漢和辞典は「すだま もののけ」とし、山水木石の精気が凝つてなるすだま。そのかたちは三歳の小兒に似、赤黒色で、赤い目と長い耳と美しい髪とをもち、人の声をまねて人をたぶらかすといふ」十二卷六九二頁とある。しかしここでは生魂とある。魍魎は韓愈の詩や李序の笑巫詩にもみえるが、李賀の神弦の詩には、これに類する海神、山鬼、山魅が女巫をとりまいてあらわれることを詠じている。また蘇州の男巫趙十四は人の生魂をよびよせるのに長じていたが、死魂をよびよせることをたのまれたことが前掲した広記巻二八三巫、許至雍の条にみえる。このように病気が崇りによっておこるといふのは、旧唐書卷五五薛季昶(新唐書卷八六)に『拳疾む 巫を召ねいてこれを視す、巫言う「唐兵崇りをなす」と。挙これを悪む、幾くならずして死す』とあることによつてわかる。

2 ト占をすること、未来の事や不可知の事柄を予測することは、中国において昔からト占の術として行われ、唐代でも占卜の人や相者がいたが、しかし巫者もまたト占を行い、それが仕事のかなりの部分を占めていた。ト占の対象となる事柄はさまざまであったが、太平広記にみえる話を中心として拾つてみると、次のようにならうか。

(一) 人の安否を予測すること。さきに町を流して歩く巫としてあげた売ト女巫包九娘などはその好例である。この太平広記卷三六三王翬の条には、長らく夫から便りがないため、その安否を妻の竇氏が包九娘に占わせる話のついでに、唐代こうしたことは多かつたとみえ、唐詩のうち李愿の思婦に「良人久不_レ至 惟恨_レ錦屏孤」 顧頡衣寛日 空房問_二女巫_一とある。人の安否―生死如何を予測することと関連し、巫者が人の寿命の長さを予知することも問題に含まれるが、前の(二)項でのべたから、ここでは省略する。

(二) 将来の運命を占うこと、嶺南道康州端溪県の女巫が未来の事を知るため、李湘が都へ帰る途中、これを舟にまねいて官界の将来を占わせたことは前述した(広記卷三三六李湘)。これに似た話として、結婚の日に女巫が花婿の将来があまりかんばしくないことを予言したことが、広記卷一五九定数十四婚姻、盧生の条にみえる。それには「弘農令之女既并適盧生 卜吉之日 女巫有_二来者_一。李氏之母問曰「小女今夕適人盧即常来。巫当_二屢見_二其人官禄厚薄_一」。巫者曰「所言_二廬耶非_二長壽者_一乎 曰然 然則夫人之子壻也 夫人之壻中形而白且無鬚也……(省略) また上掲したことのある卷三一二神二二羅弘信の条には、のち魏博節度使となった羅弘信がまだ歩射小校で牧園のことを掌っていた唐末中和年間(八八一—四)魏州の観音院門外に泊った。その地に白鬚翁と俗号される神祠があり、宗干という巫が弘信のもとへ来、「夜来た神は忽ち君は久しからずしてこの地の主とならんと語った」とのべた。弘信は怒ったが、のち兵変がおこり、弘信は推されて帥となり、巫の話の如くになったという。⁽⁸⁾ また卷二二四相四姜皎の条によると、姜皎は富貴となる以前弋獵を好んだ。あるとき門前で僧に会い、僧に飯をめぐんだところ、僧は公は大富貴になるだろう、また今日真人に会い、姜のもつ灰鷹は二十千に価するとも云った。僧とつれだつて出城したところ、臨淄王(のちの玄宗皇帝)の獵に会い、姜のもつていた灰鷹に眼がとまり、王に従つて獵をした。「のち女巫の至る有り、姜問う汝且に今日何人の来るを見るやと、女巫曰く、今日天子来ると、姜笑つて曰く、天子は宮裏に在り、豈に來りて我を看んやと。俄かにして門を叩く者有りて云う、三郎来ると、姜出でて見れば乃ち上皇(のち当時臨淄王)なり」とある。つまり女巫は臨淄王が将来天子となることを予測していたという話である(定命録)。こういう遠い将来のことではなく、目先のことを予測した例として 広記卷二八三巫 勤曾の条がある。これは(唐代河北道魏州)館陶県尉曹勤が、百日以内に妖書人王直を捕えねば、減俸するという命令をうけた。期限の半をすぎても捕えられなかったが(恐らく巫に相談したところ)巫は心配することはないといった。後そのとおりになったという(定命録)。

(三) 吉凶を占うことも巫者の仕事であり、広記卷二八八妖妄一李恒の条に「陳留男子李恒家にて巫祝に事う。邑中の

人往々にして吉凶を驗となす」とあり(弁疑志)、病氣に東南の方角が吉だからといって転居させた前掲の任氏の例もある。また旧唐書卷七九呂才伝に「野俗無識 皆信_二葬書_一 巫者詐_二其吉凶_一 愚人因而徼幸 遂使_二擗踊之際_一 扱_二葬地_一而希_二官品_一」とあるように^(四) 巫者は埋葬地の選択にも吉凶の見地からあたったことが知られる。なお巫者が夢占も行ったであろうことは、第一節にのべた旧唐書卷五四王世充伝の記事からうかがわれる。

(四) 物の価の上り下りを予測すること。本例は珍らしいが、上掲した売卜女巫包九娘はさきに紹介しなかった後文においてこのことを行っている(太平広記卷三六三王邈)。話は、今日西北から脚を患った二頭の水牛を牽いてくるものがあるが、これを買取ったら、旬月の間に数倍の利を得ると人にすすめた。果してその通りだったので、二頭の水牛を四千で買取ったところ、六七日の内に大変肥壮となり脚もなおった。ところが 同じ町の粉屋の水牛二頭が突然死んで仲々買い求められなかったため、さきの二水牛は十五千で売れたという。また包九娘の意見で家を買ったら、錢十五千を得たし、また竹を買って籠をつくっても儲けたという。

(五) 奇怪な現象の原因をつきとめさせること。まず太平広記卷二八三巫、唐武后には「唐武后が洛に行こうとして闕郷県の東に至ると騎が忽ち進まなかった。巫者を召してこれを問うと、巫は晋の竜驤將軍王溶^(五)が、臣の墓は道の南にあるが、常に採樵者の苦しめる所となった。大駕が至ると聞く故に、来りて哀を求めると云った。そこで后は赦して墓を去る百歩は耕植を禁じたため、今も荆棘は森然として」と(国朝雜記)。次に卷三三七鬼二牛爽の話は、「永泰中(七六五)牛爽が廬州別駕を授けられて赴任しようとし、乳母が驢馬に乗り、鐙で股を傷したが、一年たっても傷は愈らず、瘡がかゆくなってかいたところ、忽ち数匹の蟬が瘡の中から飛び出し、庭の樹にとまって鳴いた。家人が巫をよんでこれを占わせた。頗る神鬼に通ずる女巫が来、樹に向ってこれを叱り、咄咄としてその答をといつめ、黒衣冠の一鬼が樹の間にいるのを見て手でもって蟬をさし乍ら巫はその詞を導いて東堂の下は自分の居るところ、自分をまつてくれれば福をあたえるが、我を欺けば禍は三女に及ぶと曰い、また巫は黒衣は竈神であるとも言った。牛爽はこれを信せず、蟬を網でつかま

えて殺し、巫者を逐った」。その結果は三人の娘が次々と惨死をとげたため、家は廢居となった。のち華岳道士褚乘霞が来、床下を一丈掘って卓女墳をみつけ、これを改葬してのち怪しいことはなくなったという（通幽録）。

また卷三三六鬼二十一字文觀の条も、これに似た話である。「乾天中（七五八—九）韓徹は隴州吳山令となった。役所に大きな槐の樹があり、傍に穴があり、青気がたちのぼっているので不思議に思い、数尺掘ったら塚が見付かり、中から人骨があらわれた。徹は属官に骨髪を新棺におさめ、これを野原に葬るように命じたところ、属官は錢を偷み、小さな書函に骨を折って埋め、帰ってきたところ忽ち死にそうになった。家人がこのことを徹に示げたため「徹は巫にこれを視させた。巫は徹の前で靈語して次のように告げた。「己は晋の將軍契苾鏑であるが、戦死してこの地に葬られた。ところが梟では塚の近くに馬坊を立てたため、つねに糞穢に苦しめられ、改葬してくれるよう再三申したが、これまで果してもらえなかった。今度あなたに俸錢を出し糧をかっていただき厚い恵をうけたところ、胥吏は酷悪で書函に骨髪をいれたため、骨を折られ苦しみに耐えられないため、これに復讐した」と（広異記）。

3 死・魂の問題を取扱うこと。病を視ることと関連して当然死・魂の問題も巫者の仕事の中に入ってくる。まず注目しなくてはならないのは、唐代巫者は、死の忌をとなえていたことであり、人々の中にはこれを信ずる者もいたようである。そのことを最も簡略にのべている太平広記卷三一八鬼三彭虎子の条を例としてあげると、

(イ) 彭虎子 少牡有_二膂力_一 常謂_レ無_二鬼神_一

(ロ) 母死 俗巫誠_レ之云 某日殃煞(殺)当_レ還重有_レ所_レ殺 宜_三出避_二之_一

(ハ) 合家細弱 悉出逃隱

(ニ) 虎子独留不_レ去。夜中有_レ人排_レ門入 至_二東西屋_一 覓_レ人不_レ得、次入_レ屋向_レ廡 室中虎子追遽無_レ計 牀頭有_二一甕_一 便入_二其中_一 以_レ板蓋_レ頭。

(ホ) 覺_三母在_二板上_一 有_レ人問 板下無_レ人耶 母云無 相率而去。(稽神録)

とある。(口)にあるように、俗巫が某日は殃殺だから、また人が殺されてはならないから、家から出て避けるようにと云っている。これを死の忌といったのであるが、(二)にみられるように、果して死人が家にあらわれたという。このように死んで暫らくして死者があらわれてくるという俗信が行われ、これを避けるという風習が唐代にあったことが知られる。とはいえ、広記卷三三〇鬼十五僧儀光の条は、開元十五年のことであるが、修養をつんだ僧に対して、夜あらわれた死者はこれを害するどころか、夜通し説経している僧のために齋の粥を支度したという話となっている。殺出日は必ず妨害があるという巫の言に対し、必ずしもそうではないという仏教の効用を説いたものともいえる。

さきに巫者が病を視ることの第二の項で、人の寿命の限界を予知したことをのべたが、これは換言すると、死の到来を予知したこともである。それと関連して、なにか異常な死に方をしたときは、その死の原因を巫者に尋ねることがあった。広記卷三〇三神十三韓光祚の条では、韓光祚が一家をつれて(河南道陝州)桃林県令に赴任する途中、華山廟に詣り廟門を入ると、愛妾が急死したため、その理由を巫に尋ねている。

さらに生人が死者(死魂)と対面する仲介の役を巫者がひきうけさせられていた。そのことはさきには前半を引用したが、広記卷二八三巫、許至雍の条にみえる。それによると、八月十五日の夜、許至雍は亡妻が自分にあいたければ、趙十四という者において三貫六百の錢でもって頼んでくれということ聞いた。

それから数年たって蘇州に遊んだところ、男巫趙十四という者がおり、善く人の魂を致すということを知った。そこでかつての亡妻の云ったことはこれだと悟り、趙生のもとを訪れて頼んだところ、趙生は「某の至すところは生魂のみ、今死魂を召いて生人にこれを見させることは、某は久しく行っておらず、召き得るかどうかわからぬが、あなたのたつての頼みであり、神理であきらかになつてるところだから、召いてみよう」といった。その費用は果して三貫六百だった。

こうして「良日を択び、室内を酒にて清め香を焚き西壁下に卓子をおき、軒の外に壇場をもうけ、酒脯をそなえ、呼嘯舞弄し胡琴を弾じ夕になると、許を堂内の東隅に居らしめた」ところ、三更になって亡妻があらわれ、夫の許君にあったと

いう。このように巫者が死魂を召くというか、生者と死者との仲介の機能を果すものとされていた。そのことを更に明かにする例は広記卷三八八悟前生、僧道傑の条にみられるが、これについてはむすびで言及することとする。⁶⁰このように巫は日本の巫女にみられる口寄—靈媒の役割をもっていたことが判明した。

4 まじないをすること、巫者がたのまれて厭勝まじないを行ったことは、唐初より唐末に至るまで多くの事例がみられる。高祖朝には、旧唐書卷五七劉文静伝に「武徳二年 与_レ寂有_レ隙……家中妖怪数見 文起憂_レ之 遂召_二巫者_一 於_二星下_一（星月之下）⁶¹被_レ髮銜_レ刀為_レ厭勝之法」とあり、高宗朝には 旧唐書卷一九一方伎伝 明崇儼の条に「（儀鳳）四年為_二盜所_一殺 時語以為_二崇儼密与_二天后_一為_レ厭勝之法」とあり、則天武后朝には 太平広記卷二八三巫 来俊臣の条に「唐載初年中来俊臣 羅織告故庶人賢_二子 夜遣_レ巫祈_二禱星月_一 呪詛不道 桮楚酸痛 奴婢妄証_二子 自_レ巫並鞭_二殺_一之 朝野傷痛。浮休子 張鷟曰 下里庸人 多信_二厭禱_一 小兒婦女 甚重_二符書_一 蘊惡崇_レ姦 構_レ虛成_レ実 罔_レ土用_レ血 誠伊戾_レ之 故為_二掘_レ地埋_レ桐 乃江充之擅造也」朝野僉載とある。中宗朝には同 卷二八三巫 阿来の条に「韋庶人之全盛日 好_二厭禱_一 并将_二昏鏡_一以照_レ人 令_二其迷乱_一 与_二崇仁坊邪俗師婆阿来_一 專行_二厭魅_一とあり、玄宗朝には 開元二十五年編とされる唐律疏議卷十八に「諸所有憎惡而造_二厭魅_一 及造_二符書呪詛_一 欲_二以殺_レ人者 各以_二謀殺_一論減二等」とあり、その疏議には「有所憎嫌前人而造_二厭魅_一 厭事多方罕能詳悉或凶_二画形像_一 或刻_二作人身_一 刺_レ心釘_レ眼 繫_レ牛縛_レ足 如此厭事非一緒 魅者或假_二託鬼神_一 或妄行_二左道之類_一 或咒或詛 欲_二以殺_レ人者各以_二謀殺_一論減二等」とある。このような禁令がわざわざ制定されているところからみても、まじない厭勝は世の中になりに行われていたとみることができよう。肅宗朝には、新唐書卷一三二李勉伝に「父病為_レ蠱 求_レ厭者 以_二木偶_一 署_二勉名埋_レ之掘治驗服」⁶²とあり、代宗朝には当時草したと思われる常袞の禁僧道卜筮制のうちに「兼亦衣冠之家 多有_二厭勝_一 將恐_レ寢成_二其俗_一 以生_二禍乱_一之萌_一」唐大詔令集卷一一三道釈とある。⁶³徳宗朝には旧唐書卷一三二李抱真伝に「初抱真久疾好機祥或令厭勝為巫祝所惑 請降官爵 以禳除之」とあり、憲宗朝には 新唐書卷二一四吳少誠伝に「騾子軍 大為_二勇悍_一 而甲仗皆尽為_二雷公星文_一

以為厭勝」とあり、武宗朝には太平広記卷三九六兩 狄惟謙の条に「唐會昌中(八四一—六)北都晉陽令狄惟謙……邑境六陽 自春徂夏數百里 田皆耗斃 禱於晉祠 略無其心時 有郭天師暨并州女巫 少攻符術 多行厭勝」とみえる。唐末には 旧唐書卷一八二高駢伝に「初師鐸入城 呂用之・張守一 出奔楊行密 詐言所居有金 行密入城 掘其家 地下得入長三尺余、身被桎梏 釘其心 刻高駢二字於胸 蓋以魅道厭勝 壘惑其心 以至族滅」とある。

上述したことから、まじない厭勝の中には日本の捕物帖などにみえる「丑の時詣り」「藁人形に五寸釘をうちこみ人を呪ひ殺す」といったことに類するものが、唐代にもあったことが知られる。最後の例などはその好例である。

5 雨乞(祈雨・請雨)をすること、唐代巫が雨乞をしたことは、さきにあげた韓愈の郴州祈雨の詩に「乞雨女郎魂……神降越巫言 旱氣期銷蕩」とあることから察せられるが、柳宗元の章使君黃溪祈雨 見召従行至祠下口号の詩にも「盼蠶巫言報」とあり、白居易の黒潭竜の詩には「豊凶水旱与疾疫……朝祈暮賽依巫口」とあり、唐末、裴諱の儲潭廟の詩には「儲潭之神可致雨……女巫紛紛堂下舞」とある。また代宗の永泰初、北庭行營鄧州軍節度使馬璘の管下で「天大いに旱り、里巷にては土竜をつくり、巫を聚めて禱った」ことが報告されている(新唐書卷二三八馬璘伝)。同じ代宗の大曆中に京兆尹黎幹が土竜をつくり巫覡とともに舞って雨乞をしたことは上述したところだし、太平広記卷三九六兩狄惟謙の条には武宗の會昌中 并州の女巫に雨乞をさせたが効果がなかったことを伝えている。雨乞の方法は漢代以来種々伝っており、唐代巫がどのような方法によったかは 黎幹と馬璘伝の記事から少くとも土竜をつくり周りを舞踊して雨乞をしたことが知られる。なお雨乞(祈雨・請雨)は歴代王朝が公認してきた行事であり、唐代でも唐令のうちの祠令に祈雨が規定されており、多くの官僚が職務として祈雨したことは上掲の唐詩によって明かであり、祈雨の碑文ものこっており、道士は符を用い僧侶は誦経して雨乞をしたのであり、巫の雨乞もこれらのうちの一つであり、これも巫の独占ではなかった。

四 巫の地域的分布

唐代の社会において、巫が各地で活動していたことは、これまでの叙述によってもうかがわれよう。次にこれを整理し、都の長安、洛陽のほか中国の北と南のあちらこちらに巫がいたことを唐代の道別に明かし、地域的分布をみることにしよう。

まず都の長安に巫がいたことは、崇仁坊にいた阿来婆をはじめとして数例を上掲しているので自明のこととし、関内道では華嶽廟のあった華州華陰県（現陝西華陰県）隴州吳山（陝西隴県）それに夏州（陝西榆林県）があるほか、邠州（陝西邠県）に巫がいたことは前掲した新唐書卷一三八馬璘伝にみえた。東都洛陽に巫がいたほか、河南道の例は上文中に豊富にみえる。即ち陝州桃林（河南靈宝県）弘農（同上附近）硤石（河南孟津県）號州閿郷（河南閿郷県）汝州襄城（河南襄城県）宋州楚丘（河南滑県）汴州陳留（河南陳留県）鄆州東阿（山東東阿県）青州（山東益都県）それに兗州（江蘇省江都県の一部）などである。河東道では太原 晋陽（山西太原県）に巫がいたほか、石州（山西離石県）に神祝_レ巫祝がいたことが、広記卷一五六定数十六石雄の条にみえる。隴右道では蘭州（甘肅皋蘭県）河州（甘肅臨夏県）涼州（甘肅武威県）に巫がいたし、河北道では上文にみえた魏州、館陶県のほか、旧唐書卷六九張亮伝に「貞觀七年（六三三）相州大都督長史……初亮之在_レ州也 弃_二其本妻_一 更娶_二李氏……李尤好_二左道_一 所_レ至巫覡盈_レ門 又干_二預政事_一」とあり、相州（河南安陽県）に巫覡がいたことがわかるし、また相州滏陽県（河北磁県）に顕慶五年頃（六六〇）巫者が死人との対面を求めた者のため口授（口寄せ）したことが 太平広記卷三八八悟前生二僧道傑の条にみえる（詳しくは後述）。なお管州を根拠とする安祿山のもとに巫師、女巫がいたことは旧・新唐書安祿山伝にのっている。

淮南道については、楚州白田（安徽淮安県）寿春郡_二寿州（安徽寿县）廬州（安徽合肥県）揚州（江蘇省江都県）のほか、元和四年（八〇九）寿州霍丘県（安徽霍丘県）に李六郎という巫がいたことは広記卷三〇八神十七、李序の条にみえ

るし、李日新の黄州左公歌に「吾郷有_二鬼巫_一惑_レ人」とあるように、黄州(湖北黄冈県)に鬼巫がいた。

九世紀初め江南地方から嶺南にかけて巫が行われていたことは、中唐憲宗の元和初(八〇六)浙西觀察使(治所は江南東道潤州—江蘇鎮江県)となった李德裕の治績からもうかがわれる。旧唐書卷一七四(新唐書卷一八〇)李德裕伝には

「凡旧俗之害_レ民者 悉革_二其弊_一。江嶺之間 信_二巫祝_一 惑_二鬼怪_一 有_二父母兄弟厲疾者_一 拳_レ室棄_レ之而去。德裕欲_レ變_二其風_一 捩_二鄉人之有識者_一 諭_レ之以言 繩_レ之以法。數年之間 弊風頓革 屬郡祠廟按_二方志_一 前代名臣賢后則祠_レ之

四郡之内 除_二淫祠一千一十所_一 又罷_二私邑山房一千四百六十一 以清_二寇盜_一。人樂_二其政_一 優詔嘉_レ之」とある。また長慶二年(八三三)杭州刺史となった白居易の東南行百韻のうちに「成人男作_レ非 事_レ鬼女為_レ巫」とある。江南東道の例として上文中には蘇州、呉郡がみえるが、広記卷二二〇医三陳秦の条に「陳秦者 泉州晋江巫也」とあり、現福建省晋江県

に陳秦という巫がいたことがわかる。江南西道では郴州(湖南郴県)洪州(江西南昌県)のほか、広記卷三七一凶器上曹恵の条によって、武徳初(六一八)江州(湖北宜都県)に女巫がいたし、卷三一四神二四張錠の条には江州彭沢(江西彭沢県)にも巫がいたことをのべている。

山南道については、新唐書卷一四二柳渾伝に「梁僕射悛六世孫 後籍_二襄州_一 早孤方十余歳 有_二巫告曰 兕相天且賤 為_二浮屠道_一可_レ緩_レ死」とあり、天宝以前 襄州(湖北襄陽県)に巫がいたわけである。劍南道の例は閬州閬中県(四川閬中県)朗州(湖北常德県)江陽県(四川瀘県)のほか、成都府華陽県に女巫がいたことは、広記卷一二二報応二二冤報、華陽太尉の条にみえる。嶺南道については 康州端溪県(広東徳慶県)のほか、全唐詩卷三一の八四邵謁の降巫詩があり、その題注には「謁読書堂 距翁源県十余里 歿後県民祀神 巫持幘自舞 忽自称邵先輩降……」とあり、韶州翁源県(広東翁源県)にも巫がいた。

次にわかり易く、道別に一覧表にしておこう(断っておくが、太平広記の記事は、鬼神怪異の話が多く、事実でないものも含まれているが、そこに出てくる地名もいおう当時の社会を反映するものと考えて採用することとした)。

都長安 東都洛陽

関内道 華州華陰 隴州吳山 夏州 邠州

河南道 陝州(桃林 弘農 硤石) 虢州 闕鄉、汝墳(汝州襄城) 宋州楚丘、汴州陳留、鄆州、青州、兖州、

河東道 并州(太原晋陽)、石州

隴右道 蘭州 河州 涼州

河北道 魏州、魏州館陶、相州、相州滏陽、營州

淮南道 揚州、楚州白田、壽春郡、壽州霍丘、廬州、黃州

江南東道 蘇州、吳郡、泉州晋江

江南西道 郴州、洪州、江州、江州彭沢

山南道 襄州

劍南道 成都府華陽、閬州閬中、朗州、江陽(瀘州)

嶺南道 康州端溪、韶州翁源 (昭四四・八・十五)

む す び

さて唐代の巫について存在形態、機能、地域的分布に分けてのべてきたが、気が付くのは巫が行った仕事の多くは治病、卜占、厭勝、雨乞にしろ、何れも医者、相者、方士、道士、僧侶などがそれぞれ違^なつたやり方で行っており、おのの信者乃至信奉者を得て唐代の社会に並存していたことである。

従って唐代における巫の特色といわれるのは、治病卜占などを通じて一貫して行われた巫の方法、即ち巫独特の請神の仕方そのものにあるといわなければならない。近代朝鮮の女巫は秋葉隆・赤松智城^{てい}氏の研究によって明かにされたよう

に、歌舞降神がその特徴の一つである。唐代の巫も社廟で歌舞もしくは鼓舞して醮神し降神したことは、上掲した杜甫、王維、韓愈、張籍、邵謁の唐詩によって判明する。さらに民家に招かれたときも、太平広記卷三〇七神十七党国清の条に「道西の村堡中に簫鼓の声有り、因って往いてこれに謁し、筵を設けて巫者の呼舞して乃ち醮神する有るを見る」とあり、前述した卷三四七鬼三十二呉任生の条にも同様のことがみえるほか、卷三八四再生十王敷の条によると、華岳廟において「神巫は酒饌を持し神前に鼓舞するほか、琵琶を弾じた」ことがみえる。このように唐代の巫のなかには鼓舞降神をしたものがいたが、その具体的内容はこれ以上わからない。ただ巫が胡琴もしくは琵琶を弾じて請神した諸例が唐詩のほか太平広記卷二八三巫の条にもみえることから、巫の道具として唐代には（簫鼓のほか）琵琶||胡琴が大切なものであったのが察せられる。また巫には男の靦もいたが、女巫が多かった。

次に巫が醮神し、神が降り、神語もしくは靈語をはく過程は、これまでところどころでふれてはきたが、たとえば広記卷三〇七神十七斐度の条には「女巫視之 彈胡琴 顛倒良久 蹶然而起曰」とある。より詳しくは、広記卷七九方士四にみえる権師とよばれる死卜を善くする巫のトイ方の「或る人請命すれば (一)則ち香を焚きて呼びて神を請い (二)茵褹の上に儼れ伏し、奄然として逝く、(三)時を移して方に喘息し瞑目してその事を言いて奏す」にみられる。このような請神の在り方は、宗教学者石津照璽氏の研究「シヤマニズムの特質と類型」に指摘されたところによると、一般にシヤマンもしくはシヤマニズム(Shamanism)とよぶ特異な心理的状态—即ちトランス(trance)失神、忘我の意味)もしくはエクスタシー(ecstasy)脱我や自己の転換の意味)をさすものとみてあやまりなからう。そしてここに唐代の巫がシヤマン的なものをもつことを認めてよからう。さらに巫の中には金天大王とか陸大夫神といった特定の憑神をもっているものがあることが明かになった。

唐代の巫の次の特色としてあげなければならないのは、古く柳田国男氏が「巫女考」において日本の巫の特色の一つとしてあげた「口寄せ」がみられることである。このことも巫の機能の第3死・魂の問題の項でのべたが、その典型は太平

広記卷三八八悟前生二僧道傑の条にみられる。これは僧道傑が巫者を仲介として死んだ元方と話しをしたというのであり、僧が文字を知らない巫者を靈媒として用いた点が興味をひくところであり、当時における仏教と巫との重層共存がみられるわけである。紙数もつきたので必要な原文のみをかかげて終ることとする。⁸²⁾

僧道傑 相州滄陽県人 信都元方少有操尚尤好釈典一年二十九至顯慶五年(六六〇)春正月死。死後月余其兄法觀 寺僧道傑 思悼不巳 乃将二巫者至家遣求三元方与語。道傑又頗解法術 乃作一符撰得元方一令巫者問其由 委巫者不識字 遣解書人執筆 巫者為三元方口授 作書一紙与同学馮行基具述 平生之意并詩二首及其家中亦留書啓 文理順序言詞悽愴 其書疏(以下中略)言訖涕泣而去。(昭四五・十二・三)

註

- (1) 旧唐書卷四四職官志の太卜署の条には巫師をのせていないが、新唐書卷四四百官志の同条の末尾には「有卜助教二人、卜師二十人、巫師十五人、卜筮生四十五人、府一人、史二人、掌固二人」とあって巫師をのせている。
- (2) 巫能制神之地位次主者の句は、周礼、春官、男巫の註にみえる。
- (3) 旧唐書職官志太卜署の末尾には「贈送也堂中舞僂子以送不祥也」と註記している。
- (4) 大饑は日本でいう「おにやらい」(追儼)にあたらう。浜一衛著『日本古道の源流』二三〇―四〇頁、驅儼の項にみえるが、しかし巫師にはふれていない。
- (5) 十二神は十二支の神、王充の論衡にみえる。
- (6) 太卜署もまた宋朝以後の太常寺にみられない。宋史卷一六四職官志、明史卷七四職官志の太常寺の項参照。
- (7) 旧唐書職官志、新唐書百官志ともこの数字に交りはない。
- (8) 大淵忍爾氏の教示によると、禹歩は道術家が道術を行う時の歩行法をさし、存思はマスベロ著、川勝義雄訳「道教―不死の探求」によると、忘我的冥想をさす(一二五頁)掌決、営目は仏教のものか。
- (9) 明代になると、太医院十三科のうち末尾に按摩科とともに祝由科がある(明史卷七四職官志)。これは符呪によって病を愈すものとされているので、唐代の咒禁師の後裔といえよう。

(10) 以下の文はすべて旧唐書列伝による。新唐書の三つの列伝はすべて若干省略して短くなっている。ただ新唐書王世充伝は珍らしく旧唐書よりやや詳しく、「世充欲撃之 恐士心不一 乃謀以鬼動衆 令德陽門街張永通言夢人謂己曰 我周公能以兵助討密」とある。資治通鑑はこれを武徳元年九月壬子の条にかけている(巻一八六)。

(11) 通鑑卷一九二は曹州の妖巫李五戒となっているが、旧唐書卷五六羅芸伝では、曹州女子李氏為五戒自言とある、いま通鑑に従う。

(12) 通鑑卷一九九永徽六年六月の条には「武昭儀譴王后与其母魏国夫人柳氏為厭勝」となっている。

(13) 旧唐書卷八八、新唐書卷一二五蘇瓌伝、唐会要卷六七留守、景竜二年三月の条、冊府元龜卷三一七宰相部、正直二蘇瓌、通鑑卷二〇八神竜二年十一月丙辰の条。鬼道とあるのは旧唐書、唐会要、冊府元龜、資治通鑑だが、新唐書のみ左道とあり、ここで鬼道に左道と解釈している。

(14) 旧唐書卷五一、新唐書七六、中宗章庶人、通鑑卷二〇九景竜二年七月甲午の条には女巫第五英兒・隴西夫人・趙氏とある。

(15) 冊府元龜卷五四五諫諍部直諫一二には巫風の語がみえるが、本条はみえない。通鑑卷二〇九景竜三年末には巫覡彭君卿等説上云とある。

(16) 旧唐書卷一〇一辛替否伝。新唐書卷一一八にはこの句がみえず、冊府元龜卷五四五諫諍部、直諫一二辛替否の条にもみえる。

(17) これについて旧唐書卷一〇七廢太子瑛伝は「開元二十五年四月楊洸又構於惠妃言、瑛兄弟三人与太子妃駙馬薛鏞常構異謀、玄宗遽召宰相籌之、林甫曰此蓋陛下家事、臣不合參知」とあるだけだが、新唐書卷八二には「二十五年洸復構瑛瑤瑒与妃之薛鏞異謀、惠妃使人詭召太子二王曰、宮中有賊請介以入、太子從之、妃白帝曰 太子二王 謀反甲而來、帝使中人視之如言」とのべている。

(18) これらのことは旧唐書卷五一后妃伝の玄宗貞順皇后武氏の条にはふれていないが、しかし新唐書卷七六同氏の条は「後李林甫以寿王母(惠妃のちの貞順皇后武氏をいう)愛、希妃意 陷太子鄂光二王皆廢死、会妃薨」と隠された事実をあばいている。

(19) 宋初太宗の太平興国六年(九八一)編纂された太平広記より八十年後にできた新唐書卷八二 十一宗諸子の太子瑛瑤瑒尋遇害、天下冤之号三庶人、歳中惠妃教見庶人為崇因大病、夜召巫祈之、請改葬、且射行刑者瘞之、訖不解、妃死崇亡」と敘している。この事例からも旧唐書と新唐書との間に太平広記が存し、一つの事実を考える場合に三例を参照しなくてはならないことを教える。(場合によってはこのあとの資治通鑑をいれて三十四例となる)

(20) 通鑑はこれを乾元元年五月乙未の条にのせる(巻二二〇)。なお新唐書卷一三九李必伝はより簡単である。

- (21) 冊府元龜卷九二二總錄部妖妄二王璵の条にも、ほぼ本文と同じことがみえる。新唐書には王璵の伝はない。通鑑はこの記事を開元二五年十月辛丑制、乾元元年五月乙未、同年六月己酉の三ヶ所に分けてのせている。
- (22) 通鑑は本条を乾元元年六月己酉の条にのせそこにはトとのみあって太トとはない。また全唐詩卷三二讖記、黃州左公歌が本条と関連する。
- (23) 旧唐書卷十一代宗紀大曆九年六月の条は「久旱、京兆尹黎幹 歷禱諸祠未雨、又請禱文宣廟、上曰丘之禱久矣」とあり、旧唐書卷一一八黎幹伝にはみえず、新唐書卷一四五の伝には太平広記の記事をかえずにのせる。通鑑卷二二五大曆九年五月癸未の条には「京師旱、京兆尹黎幹作土竜祈雨、自与巫覡更舞、弥月不雨。又禱於文宣天。上聞之、命撤土竜、減膳節用、秋七月戊午雨」とある。
- (24) 以下に引用する詩は、光緒三年上海同文書局石印本「全唐詩」による。
- (25) 永樂大典三八冊〇二九五二神字の賽神の詩では郟が村、事が聿となっている。
- (26) ここで用いる太平広記は、北平文友堂書坊依明談刻本（嘉靖丙寅）景印の六〇冊本である。
- (27) 唐末裴諝の儲潭廟の詩にも「女巫紛紛堂下舞」とある。
- (28) 全唐詩卷三一—六七成真人の条にもみえる。この金天廟は都の長安かと思われるが、太平広記卷三七八再生四李主簿妻の条に「新婚東過華岳、将妻入廟謁金天王」（逸史）とあるところから、華岳に金天廟があったようだ。
- (29) 廟巫の語は広記卷九一異僧五法度の条に南齊のときのことだが、「撰山廟巫夢神告曰」（図経）とある。廟祝がいたことは広記卷二九三蔣子文の条にみえる（晋—搜神記、劉宋—幽明録）
- (30) 神巫は広記卷三八四再生十王勲、卷四〇七草木二無患木、卷四三九畜獸六楊氏の条にみえる。
- (31) 通鑑卷一八七武徳二年八月己巳の条に同文をかかげる。
- (32) 唐代では嶺南道康州端溪県。
- (33) 汝墳は河南道汝州。
- (34) 宮下三郎 隋唐時代の医療—藪内清編『中国中世科学技術史の研究』
- (35) 新唐書卷八六薛拳伝には「召巫占祝言」となっている。
- (36) 「薛巫を迎えてこれを弁せしむ」とあるのは広記卷四七〇水族、薛一娘の条。
- (37) 全唐詩卷三一に白田獺魅別村女詩がある。

- (38) 楚州白田は唐代淮南道。
- (39) 動物が人間に憑いた話として、広記卷三六二妖怪四燕鳳祥には巫が猿の如きものを去らせることができなかつたものがある。
- (40) これらのなかには日本の巫女の口寄にあたるものがあることは後述する。
- (41) 斐度の列伝は旧唐書卷一七〇、新唐書一九三。
- (42) 蘇頌の伝は旧唐書卷八八、新唐書卷一二五。
- (43) 緬とは寵奴のかかえ主である刁將軍緬張樂をさす。
- (44) 白行簡の伝は旧唐書卷一六六、新唐書卷一一九にあり、有名な白居易のいとこである。
- (45) 李序の笑巫詩は全唐詩卷三一八〇。
- (46) 広記には(6)その他、奇怪な話として巫が心の入れかえをすることが、卷二二〇医三陳樂の条にみえるが、略する。
- (47) 太平広記卷三〇三神十三鄭仁釣の条には、卜祝之士が楊国忠の一族が死滅することを予言したことがのつている。
- (48) 広記卷一五六定数十六石雄の条には、神祝父子が神下ると称して将来の運命を予言したことをのべ、末尾で、これを巫祝の言ともいい、神祝_レ巫祝と解していることがわかる。
- (49) 弘農は河南道陝州に属する。
- (50) 羅弘信の旧唐書卷一八一列伝には巫といわず、某が白鬚翁に遇うとしてゐるが、太平広記編纂後にできた新唐書卷二二〇藩鎮魏博の伝には「魏有巫、告弘信曰、白頭老人使謝君、君当有是地」となつてゐる。伝承が三者によつて若干修飾されることがわかる。
- (51) 姜皎の伝は旧唐書卷五九、新唐書卷九一にあるが、旧伝には「皎察_二玄宗有非常之度_一尤委_二心焉_一」とのべてゐる。
- (52) 題には動曹とあるが、本文には曹勣とあり、恐らく後者が正しいのであろう。
- (53) 河南道汴州。
- (54) 唐会要卷三六修撰、貞觀十五年四月十六日呂才駁之曰の条にもみえるが、旧唐書の「愚人因而儻倖」となつてゐるほかは変らず、新唐書卷一〇七はずつと簡單になり、本条はみえない。
- (55) 晋書卷四二王濬伝あり、それには「太康六年卒、葬栢谷山大宮塋域」とある。
- (56) この話は次のようになってゐる。愛妾が俄かに死んだので、巫にこれを探ねたところ巫は「三郎(神)が汝の妾を好む。既にまた免んぜられんことを請うたから、県に至りて当に取るべし」と言つたと。韓は金工をまねいて黄金の観音菩薩像を妾のため

につくったら、五日で生き返った。しかしまた三日したら迎えにくるというので、錢一千で菩薩像を画がさせたところ、死んで暫らくで生き返った。神がまた三日して迎えにくるというので、錢一千でまた像をつくることとした。錢をうけとった金工は、かへる途中で煮られようとしている豚が可愛想になり、その錢で豚の命を贖って像はつくらなかつた。妾は三度死んだが、やがて蘇生したという。こうした結果、内教を信ずるに至ったと。

- (57) 生魂の例は前節四にのべた。
- (58) 再生にあたって巫者が重要な役割を果すことは広記卷三七九再生、王掄の条にもみえる。
- (59) 冊府元龜卷九〇六總錄部禳厭の条には星月之下とあり、新唐書卷八八列伝はちぢめられ、厭勝之法が禳厭となっている。
- (60) 新唐書卷二〇四明崇儼伝には「好事者為言、崇儼役鬼勞苦、為鬼所殺」とある。
- (61) 旧唐書卷一八六上酷吏伝中の来俊臣、新唐書卷二〇九の列伝も、ともにこのような文はみえない。
- (62) 万有文庫本による。
- (63) 旧唐書卷一三一列伝には本記事はみえない。
- (64) 全唐文卷四一〇にもみえる。
- (65) 新唐書卷一三八列伝には「後益惑厭勝、因疾、請降七護司空以禳除之」とある。
- (66) 徳宗が貞元二十三年夏六月、東京(洛陽)において、鬼兵が毎夜出没するため、巫祝に禳厭させたことが、太平広記卷三三一鬼十六洛陽鬼兵の条にみえる。
- (67) 新唐書卷二二四下高駢伝には「但得銅人三尺、身極楛、釘刺其口、刻駢名於背、蓋用蠱厭駢也」とある。
- (68) 旧唐書卷一五二列伝には本条はみえない。
- (69) 祈雨のことは唐六典卷四祠部員外郎、通典卷三吉、郊天下の条にみえる。
- (70) 唐と宋代の祈雨(雨乞)のことは不日まともな思っている。
- (71) 新唐書卷九四四は「李尤好_三左道、交_三通巫覡_三撓_三政事」としている。
- (72) 旧唐書卷二二〇上、新唐書卷二二五上。
- (73) 同じことが全唐詩卷三二の八十李序の笑巫詩にみえる。
- (74) 冊府元龜卷六八九牧守部、革弊の李徳裕の条は旧唐書の文と変わらないが、新唐書卷一八〇は約半分にちぢめ、信巫祝をば信_三禳巫としている。

(75) 旧唐書卷一二五柳渾伝には本条はみえない。

(76) このやり方の違いを治病、卜占、厭勝、雨乞などについて比較検討しかけたが、長文になるので別の機会に譲る。簡単に一度できるものに旧唐書卷一九一並に新唐書卷二〇四方伎伝がある。但し巫はのっていない。

(77) 両氏の貴重な研究として朝鮮巫俗の研究上下二卷(昭和十三年、京城)のほか、秋葉隆著、朝鮮巫俗の現地研究(昭二五、養徳社)がある。後者は同僚阿部重夫氏より借覧した、御厚意を謝す。最近のものとして泉靖一「巫党来歴考」李杜鉉「揚州巫堂」(ともに東大東洋文化研究所「東洋文化」四六・四七合併号、シャマニズム研究、昭和四四年三月)がある。

(78) 中国の巫覡について筆者がみたのは、丸井圭治郎著、台湾宗教調査報告書第一卷の十二章の巫覡(大正八年)、石橋丑雄著、北平の薩滿教に就て(昭九、外務省文化事業部)であり、歴史的研究としては古代を除いて宮川尚志、六朝時代の巫俗(史林四四の一、昭三六)がある位である。

(79) 前掲、東洋文化四六・四七合併号、シャマニズム研究一一五四頁。本論文は「東北地方における事例」と副題はついているが、内外のシャマニズム研究を大観しておられ、筆者は教えられるところが多かった。

(80) シャマンについては種々の見解があり、定義づけることが難しいことは石津氏の論文で指摘されている。しかし読者のため一例としてレイモンド・ファースのシャマンの定義をあげると、「精霊の憑依と精霊を統御する技術によって、治療と予言及び類似の社会的機能に携わる特殊な人間のことである」。日本では宗教的・呪術的に対し、シャマニズムを巫俗的と訳している。

(81) 定本、柳田国男全集第九卷、巫女考、二二三頁では、口寄について「古い語で(台記、久寿二年(西歴一一四六年))、其の意味は隔絶して近づくべからざる神又は人の言語を、眼前の巫の口を介して聞くこと、即ち託宣託言を聴かんと求むることであって、従って其仲介を業とする女をも口寄と呼ぶ。寄る者はいわゆる生霊か死霊か、即ち生きている人か死んだ人間ばかりで、神がこのものに降ることは極めて稀なようである」とのべている。

(82) 本稿では、唐代に巫を利用した社会階層についての記述をのこしたほか、秋葉隆氏が朝鮮の巫の入巫過程として力説された精神病理的な素因を、具体的に唐並に宋代の史料の上で裏付けられるかという難問ものこっている。なお堀一郎著『日本民間信仰史の研究』(昭二八)において「一般にシャマンは死人の口寄をしない」一方、「口寄には特定の憑神がないか、それが明確に意識されていない」(二六〇五頁)ことは、シャマンをどう考えるかによって変わってくる。これらの点は宋代の巫の研究とともに他日の続稿に期する。なお本稿の本文は(はしがきとむすびを除く)、すべて昭和四三年一月二四日より四四年八月一五日の間になり、四五年秋補訂を志したが、全部を書き直す余裕がなかったため、できるだけこれを註において補うのに努めた。

Wu 巫 in Tang's china 唐

Jihe NAKAMURA

The Wu 巫 was recognized by Tang's government, but it was denied by the government system in next Sung dynasty 宋. The Wus in Tang's China were classified into three groups—(1) Wu Shih 巫師 as officials in the Tai Pu Shih 太卜署, (2) Wu serving and dancing in rural and urban shrines 社, 祠, 廟, (3) witch or wicca businessing in many cities. Chief functions of the Wu are fortune-telling, prophecy or divination 卜占, medical treatment 治病 and praying for rain 祈雨; but these tasks were also performed by priests of Buddhism & Taoism 僧侶, 道士, numerous diviners 卜者 and physiognomists 相者 etc.

Accordingly the distinctive mark of the Wu consists in his methods to pray gods 神 and invite the spirits 魂 in trance or ecstasy. Also he mediates between the dead person and the living man, carries on dialogues with the gods (or the ghosts) as the Japanese Miko-Kuchiyose 口寄, and so shows the shamanistic capacity. This study analyzes many instances of Tang period on the "Tai Ping Kuang Chi" 太平廣記.